

# 上関町事業者経営継続支援金

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支援するため支援金を給付します。

## 支援金の対象者

令和3年8月1日時点において、次に掲げる産業分類に掲げる業種を主たる業種とし、町内に事業所及び店舗を有する事業者であり、今後も事業継続意思がある事業者とします。

建設業	大工・左官・塗装・内装・一般電気・一般管工事業、他に分類されない職別工事業（土木・建築工事業を除く）
製造業	水産食料品製造業、豆腐・油揚製造業、建具製造業、印刷業、生コンクリート製造業、窯業・土石製品製造業、農業用器具製造業、船舶(舟艇)製造・修理業等全般
運輸業	一般乗合旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業、沿海旅客(貨物)海運業、運送代理店
卸売業、小売業	卸売業、小売業全般
不動産業・物品賃貸業	土地賃貸業、駐車場業、物品賃貸業
専門・技術サービス業	司法書士・行政書士・土地家屋調査士事務所、広告業、建築設計業、測量業、他に分類されない専門サービス業
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食サービス業全般
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業、エステティック業、その他の生活関連サービス業（遊漁船業を除く）
学習支援業	学習塾、その他の教育・学習支援業
社会福祉・介護事業	福祉事務所、保育所、老人福祉・介護事業
サービス業(他に分類されないもの)	し尿収集運搬業、ごみ収集運搬業、自動車一般整備業、一般機械修理業、他に分類されないその他の事業サービス業

※対面販売・対面サービスを行わない無人店舗や管理業務のみを行っている事務所は対象外。

※暴力団等の反社会的勢力の構成員または反社会的勢力と関係を有する事業者でないこと。

## 支援金額

支援額：1事業者当たり **法人4万円** **個人2万円**

※複数の店舗等で経営している場合も1事業者分の給付となります。1事業者1回限りの給付で法人・個人の重複は不可とします。

裏面に続く

## 申込受付期間

令和3年11月8日（月）～12月24日（金） ※当日消印有効

## 提出書類

- ① 支援金給付申請書兼請求書
- ② 通帳の写し（山口銀行、東山口信用金庫、山口県農協、ゆうちょ銀行に限る）
  - ・ 通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。
  - ・ 紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。
- ③ 商工会会員以外の事業者は、下記の営業している事が確認できる書類
  1. 事業の許可書の写し（許可の必要でない業種は省略）
  2. 直近の確定申告書の写し  
少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押されていること。  
e-Tax を通じて申告を行っている場合、これに相当するものを提出してください。
  3. 町内に事業所及び店舗を有していることが証明できる書類（所在証明、賃貸契約書・固定資産税家屋台帳の写しなど）

※支援金申請書兼請求書は商工会に備えつけています。（商工会、町HPでもダウンロードできます）

## 書類の提出先及び提出方法

提出先 上関町商工会

提出方法 原則、郵送での提出をお願いします。

送付先住所 〒742-1402 熊毛郡上関町大字長島 437-5 上関町商工会

## お問い合わせ先

上関町商工会 0820-62-0177

上関町役場 産業観光課 商工観光係 0820-62-0360